

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づく桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和6年4月19日

静岡県知事 川勝平太

#### 1 名称

桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

#### 2 区域

原里の原野川に架かる高山橋左岸を起点として、県道大和田森線を東進し、農道小柿沢線との交点に至る。同地点より同線を南進し、林道七窪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道山中線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道焼津森線との交点に至る。同地点より同線を南進し、農道三ノ谷上段線との交点に至り、同所から同農道を進み、農道三郷後久線との交点に至り、同所から同農道を南進し、同農道の終点に至り、同所から南西進し、市道大谷1号線に至り、同所から同市道を南進し、県道焼津森線との交点に至り、同所から同県道を西進し、市道五明縦断線との交点に至り、同所から同市道を南進し、下五明橋に至り、同所から倉真川右岸に沿って進み、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北上し、池辺神社に至り、同所から同神社南側に沿って進み大池調整池西側を巡って、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道焼津森線との交点に至り、同地点より同線を西進し、県道掛川天竜線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道本郷栃原線との交点に至る。同地点より同線を北進し、県道原里大池線に入り起点に至る線で囲まれた区域一円の区域

#### 3 存続期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針の案

指定目的 当該地域にはサンコウチョウやオオタカ、クマタカ、オシドリ等、その生息環境の保護を必要とする鳥類が多数生息している。

また、周辺には養護施設や文学館等の施設があり狩猟に伴う事故の防止が求められたため、平成11年には鳥獣保護区に指定された。

しかし、当該地域では指定時には見られなかったイノシシによる農業被害が激増したため、電気柵等に対する助成、有害駆除の実施、地元農家の自衛を目的としたわな免許の取得等鳥獣被害対策に努力してきたが、なおも被害は増加している状況から、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し総合的に被害対策を実施し、野生生物との共生を図るため、平成21年から当該地域を桜木上垂木狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域とし、野生動物の頭数の適正化を図ってきた。しかし、期間更新を迎えた現在もイノシシの被害は未だ減少していないことから、当指定を更新することとする。

また、当該地域の南に位置する準用河川飛鳥川を囲む丘陵地帯についても同様にイノシシによる農業被害が増大していることから、令和6年10月末をもって特定猟具（銃）使用禁止区域

を指定解除し、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域に編入することで、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図る。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和6年4月19日から令和6年5月2日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）